

V-4-3 国連売買条約における契約法の知識構造

吉野 一

明治学院大学法学部

yoshino@law.meijigakuin.ac.jp

1 はじめに

法は人間の社会生活関係を規律している。この法によって規律された社会生活関係を法律関係と言う。法は、人々間の権利と義務の関係として、すなわち、誰が誰に対していかなる権利義務を有するかという形で、人間の社会生活を規律している。法律関係は権利義務関係であると言われる所以である。

法律関係は時間の推移とともに変動する。ある時までにはAとBの間には何の法律関係もなかったのに、ある出来事が起きるとAとBの間に権利・義務の関係が生じる。さらに別の出来事が起きると、そのうちのある権利や義務が消滅したり、別の権利や義務が新たに発生したりする。そのような時間の推移に伴う法律関係の変動を経て、ついには、すべての法律関係が消滅し、当事者の間には何らの法律関係もない状態となる。

売買契約を例にとって説明する。Aの申込に対してBが承諾することによって契約が成立する。契約の効力が発生すると、AB間には物品の引渡しと代金の支払いに関する権利義務関係が生じる。物品の引渡し義務を履行すると、物品の引渡しに関する権利義務が消滅する。代金を支払うと同様に代金の支払いに関する権利義務が消滅する。引渡した物品が契約に適合していないと、不適合の程度によって、買主は、物品の修理を請求できたり、代わりの物品の引渡しを請求できたり、あるいは、契約を解除できたりする。いずれにせよ、損害賠償を請求できる。もし契約が解除されると、上記の契約に基づく権利義務関係は消滅し、新たに、引渡しを受けた物品や支払いを受けた代金の返還に関する権利義務関係が発生する。当事者が物品や代金を返還し、損害を賠償し、関連するすべての義務を履行してしまうと、当事者AB間には売買契約に基づく何らの法律関係もない状態となる。

このような具合である。国連売買条約(CISG)は、国際売買契約に関して出来事の推移に伴うこのような法律関係の変動を規律しているのである。

法的推論の目的、とりわけ実体法的推論の目的は、ある事例に対して法を適用すると、ある時点において当事者の間にいかなる法律関係が存在するかを確定することを目的としてなされる。法律エキスパートシステムは、相談事例の出来事に対して、どの時点においてもその時点の法律関係の存否を推論して出力してくれるものでなければならない。これを実現するためには、法が法律関係の変動を規律している様子を正確・詳細に明らかにして示す必要がある。言いかえると、そのような法律関係の変動を演繹できるように法的知識の構造を解明し、それを法律知識ベースに登載する必要があるのである。

本重点領域研究「法律エキスパート」においては、国連売買条約の法律知識ベース構築のために、契約に基づく法律関係の変動を演繹的に推論できる契約法の知識構造を解明することに努めた。本節では、その研究で明らかになった契約法の知識構造の概要を示すことにする。

2 設例、問、解

国際売買契約に関する具体的例を設定し、その事例に対する問を立て、その問に対する法的解を導出し、その解を演繹することができる契約法の知識構造を明らかにすることにしたい。

2-1 設例7f

- 1) 4月1日、ニューヨークの農業機械メーカーAが日本商社Bのハンブルク支店に対して、申入れの手紙を発信した。手紙の内容は、AがBに農業耕作機械一式を代金5万ドルで売るというもので、Aは当該機械をBに対して5月10

日までに引き渡す、Bは代金をAに対して5月20日までに支払うこととあった。4月8日、その手紙はBのハンブルク支店の郵便受けに届いた。

- 2) 4月9日、BはAに電話をした。「申込みは承諾する。」
- 3) 5月1日、Aは農業機械をニューヨーク港において日本のコンテナ船に引渡した。
- 4) 5月10日、Bは代金5万ドルをAに対して支払った。
- 5) 5月31日、機械はBのハンブルグ支店に届けられた。
- 6) 6月5日、Bは機械を検査した。
- 7) 8月10日、機械は動作異常、原因は接続ギアの不良であると判明。Bは直ちにAにその事実を告げた。
- 8) 9月1日、BはAに機械の契約不適合を一ヶ月以内に修理するよう要求した。
- 9) 10月1日までに、Aは機械の修理を行わなかった。
- 10) 10月10日、Bは契約の解除を宣言した。
- 11) 12月10日、AはBに損害を賠償し、AはBに代金を返還した。
- 12) 12月20日、BはAに機械を返還した。

この事例に対し、実体法的推論に限定すると、次の問をたてることができる。

2-2 問

この事例に国連売買条約を適用すると、次の各時点においてAB間に契約に基づくいかなる法律関係が存在するか。

- (1) 4月5日、
- (2) 4月15日、
- (3) 5月15日、
- (4) 8月15日、
- (5) 9月15日、
- (6) 10月5日、
- (7) 11月15日、
- (8) 12月15日、
- (9) 12月25日。

2-3 国連売買条約の関連規定

上記事例に適用されうる国連売買条約の関連する規定は、第15条、第16条、第18条、第23条、第31条、

第38条、第39条、第45条、第46条、第47条、第49条である¹。

2-4 解

- ① 4月5日の時点では、AB間には法律関係は存在しない。
- ② 4月15日の時点では、AはBに物品農業耕作機械一式を5月10日までに日本のコンテナ船で運んで引き渡す義務があり、BはAに代金5万ドルを5月20日までに支払う義務がある。これに対応して、BはAに物品の引渡を請求でき、AはBにその代金の支払いを請求できる。
- ③ 5月15日の時点では、(Aの物品引渡義務はもはや存在せず、) BのAに対する代金支払義務があり、AのBに対する代金支払い請求権がある。
- ④ 8月15日の時点では、AのBに対する損害賠償義務があり、BにはAに対する損害賠償請求権と物品の修補請求権がある。
- ⑤ 9月15日の時点では、AのBに対する修補義務があり、Bの修補請求権は行使が制限されている。
- ⑥ 10月5日の時点では、その行使の制限がなくなるが、新たにBには契約を解除する権利がある。
- ⑦ 11月15日の時点では、損害賠償義務を除く、契約に基づくすべての権利義務関係がなくなっており、新たにAB双方に原状回復義務がある。すなわち、AにはBに代金を返還する義務があり、BにはAに物品を返還する義務がある。これに対応して、AにはBに物品の返還を請求する権利があり、BにはAに代金の返還を請求する権利がある。
- ⑧ 12月15日の時点では、BにはAに物品を返還する義務があり、AにはBに物品の返還を請求する権利がある。
- ⑨ 12月25日の時点では、AB間に本契約に関連するいかなる法律関係もない。

2-5 法律関係変動の帯図

このような解が導出されるのは、図1のような法律関係の帯図が成り立つからである。

¹ その内容はIV-1節において引用されているのでそちらを参照していただきたい。

関係の全体、すなわち、当該問に対する解となる。

それでは、このような図が何故成り立つのであろうか。以下に、上記の解を導出する、言い換えれば、上記の法律関係の帯図を生成することを可能にしている契約法の知識構造を明らかにする。

3 法的基本概念について

先にⅢ-1節で明らかにした論理法学の立場とその観点からの法的知識の基本構造解明の成果を応用・発展させることによって、契約法の知識構造を明らかにしていくことができる。そのための準備的考察として、契約法にとっても重要な若干の法的基本概念について、論理法学の立場からどう説明されるかを示しておくことにする。

3-1 契約とは何か

契約は法の一類型である。論理法学の言葉でいえば、契約は法文である。契約は私的自治の原則が妥当する領域で当事者が創設する法文である。なお、契約自体と契約を構成する個々の条項とを区別しなければならない。前者は、複合法文であり、後者は要素法文である。

契約に基づいて、当事者間に一定の義務、例えば代金支払い義務があるのは、その義務を記述する契約の条項（義務文）が効力があるからである。そしてそれは、後に詳しく論じるが、複合法文としての契約が効力があり、当該条項が契約の中に要素法文として含まれているからである。契約法の多くの部分は、契約の効力ならびに関連する諸法文の効力を規律するメタ法ルール文である。

3-2 権利と義務

前述のように、法律関係は権利義務関係である。法は、誰が誰に対していかなる権利義務を有するかという形で、人間の社会生活を規律している。それでは、契約法によって立つところの基本概念である「権利」とは何か、「義務」とは何か、そして両者はどういう関係にあるのか²。

権利と義務の概念および両者の関係については、法哲学や法理論においていろいろな学説が展開されてきた。法学の理論は、ローマ法以来、伝統的に権利を中心に構成されている。これに対し、権利概念の実体化を批判し、義務を中心に法理論を構成する有力な見解も出てきた³。ここで権利と義務に関する過去の法哲学的論争に立

ち入ることは避け、論理法学の立場ではこの問題はどうか解決されるかを示す。

論理法学によれば、権利は法文の効力に関わる。より正確に言えば、権利について記述する文は、法文の効力に関するメタ法文である。例えば、土地の所有者は不法な占有者に対し立ち退きを請求する権利があると言われるが、立ち退き請求権を有する者が立ち退きを請求すると、すなわち、その権利を行使すると、相手側には実際に立ち退く義務が生じる。修理請求権を有する者が期限を定めて修理を請求すると、請求された相手側には実際にその期限内に物品を修理する義務が生じる。これは、権利の行使によって、当該義務を記述する法文、すなわち、オブジェクト法文が効力を生じることには他ならない。これについては、後にもう一度論述する。

3-3 法律関係と法文の効力

論理法学によれば、法的世界で一定の法的事態が成り立っているということは、当該事態を記述する法文が効力があるということにほかならない。言い換えれば、当該法的事態を記述する法文が効力があるとき、その法的事態が成り立っているとされるのである。

論理法学は、前述のように、法文が「効力がある」ということを法文が法的に「真である」ということと解する。叙実文（事実について記述する文）が真であるとき、その文が記述する事態が事実として実際あると人は感じる。同様に例えば、「AはBに対して引渡しした農業耕作機械を一ヶ月以内に修理する義務がある」という法文が効力があるとされるならば、人は法的世界で実際、AはBに対して引き渡した農業耕作機械を一ヶ月以内に修理する義務がある、と感じるのである。機械を修理する義務が実際にあるように感じられるのは、修理義務自体が実体としては存在するのではなく、その義務を記述する法文が効力があると法的推論の結果証明されることによるにほかならない。義務の存在は義務を記述する文、すなわち、オブジェクト法文の効力に還元される。法的義務の存在とそれを記述するオブジェクト法文の効力の関係は次の図2で示される。

²これらの概念は契約法とってだけでなく、すべての法にとっての基本概念である。

³ Kelsen, H., *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., Wien : Franz Deuticke, 1960, S.130ff.; Keuth, H. H., *Zur Logik der Normen*, Berlin : Dunker & Humblot, 1972, S.81ff.

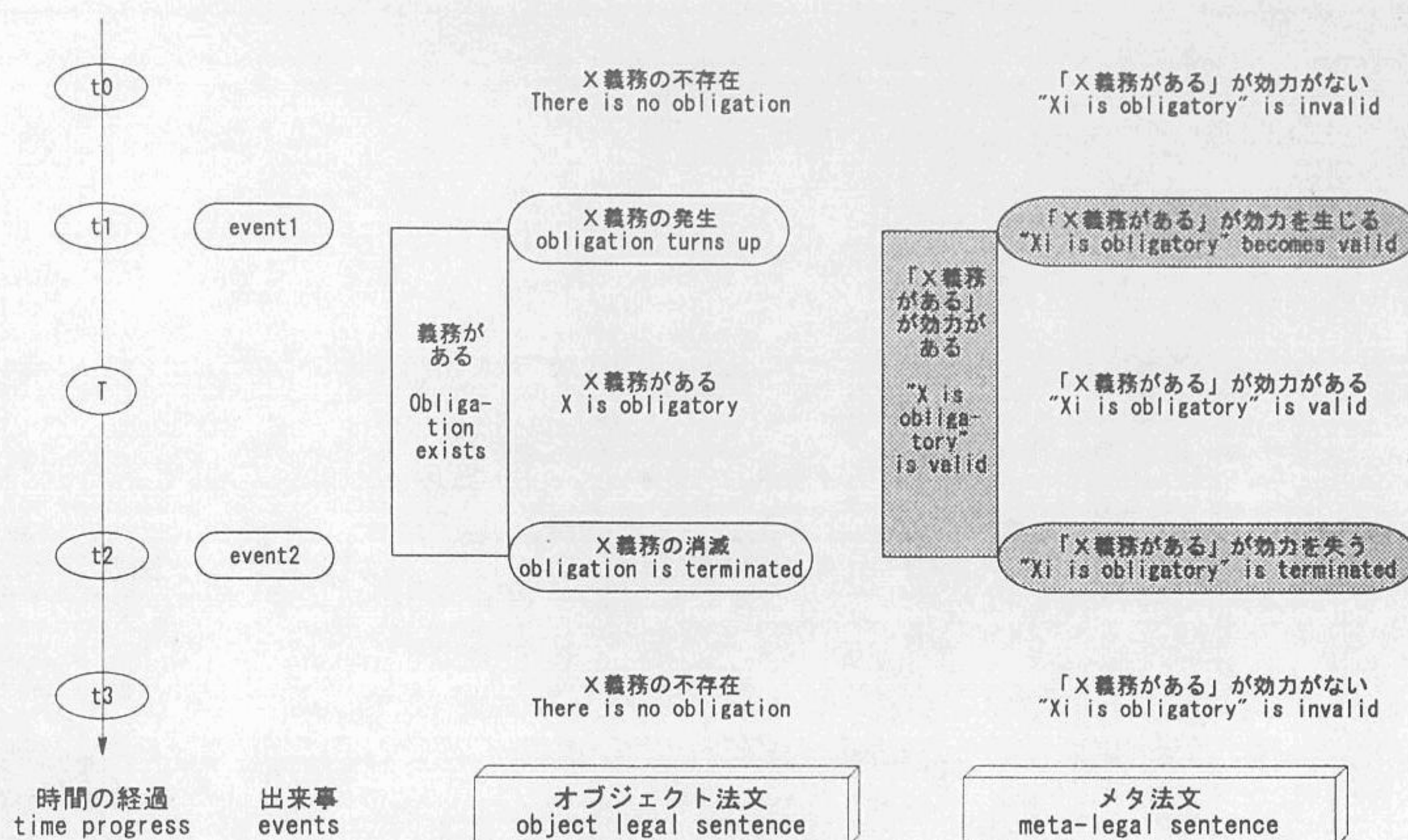


図2 義務の存在とオブジェクト文の効力

4 法律関係の存在を規律する法的知識

前述のように、法律関係が存在するということはその権利義務を記述する法文が効力があるということである。それでは、法文が効力があることはいかにして決定されるか。「法文の効力がある」を規律する法的知識の構造を明らかにする。

4-1 法文の効力を記述する基本述語

法的知識の世界で特徴的なことの一つは、法文が法的に「真である」こと、すなわち、「効力がある」ということを述語で表現しているということである。契約の効力、法律の効力、条約の効力等について法は記述している。それ故、われわれも法文が効力があることを表現するために、「効力がある」という述語を用いることにする。これはもっとも基本的な述語である。

法的知識の世界の特徴的なことのもう一つは、法文の効力は相対的に記述されているということである。法文は、数学や論理学の法則のように、あるいは自然科学の命題のように普遍的に真であるとされるのではなく、その効力が相対的である。すなわち、法文は、時間、場所、人および事項に対して相対的に妥当するにすぎないのである。それ故、法文の効力を表現する文は、次のように、

4項述語から構成される命題として表現されうる。

効力がある(法文、人、場所、事項、時点)

この式は次のように読むことができる。

「法文が、人に対して、場所において、事項に関して、時点において効力がある」

なお、後述する契約法の知識構造の分析においては、事項と時点の二つの項のみを取り扱う。すなわち、次の表現を用いる。

効力がある(法文、事項、時点)

「法文が、事項に関して、時点において効力がある」

法的知識の世界では、法文が効力があることは、法文の「効力発生」と「効力消滅」という述語を用いて定義されている⁴。それ故、次の二つの述語を用いる。

効力発生(法文、事項、時点)

「法文が、事項に関して、時点において効力が発生する」と

効力消滅(法文、事項、時点)

「法文が、事項に関して、時点において効力が消滅する」

⁴ 「無効」という概念も法の効力に関する基本述語である。しかし、それは、「効力発生」を定義するために用いられるものとして取り扱うことができる。

それでは、これらの基本述語を用いて、契約法における法律関係の変動を規律する法的知識はいかに構成されているか。以下において、法文の効力を規律するメタ法ルール文の構造としてそれを示していくことにする。

4-2 法文が効力があることを決定する基本的メタ法ルール文

法文が効力があることを決める次のような基本的メタ法ルール文(mr1)が妥当している。

(mr1) 「文「S」が時点Tに事項Eに対し効力があるのは、文「S」が時点T以前の時点T1に事項Eに対して効力を発生し、かつ、文「S」が時点T1以降Tまでに事項Eに対して効力を消滅することがない、ときでありかつそのときに限る。」

この法ルール文の意味していることは、平たく言えば、「法文は効力が発生して消滅するまで効力がある」ということである。これは、いわば、知識の効力に関する道理を表しているものである。したがって、この法ルール文はCISGには規定されていない。また他の制定法に規定されていることもない。CISGを含めてすべての実定法が暗黙知として前提している、法体系が成り立つための基本的メタ法ルールである。法文が効力があるか否か判断するあらゆる場合にこのメタ法ルール文が適用される⁵。この法ルール文の要件部が充たされるとき、すなわち、要件部を構成する命題が真であることが証明されるとき、当該法文は効力があると証明される。

事例7fの例で説明する。「いかなる法律関係があるか」という問は「いかなる法文が効力があるか」ということである。「いかなる法文が効力があるか」という問を解くために、この基本的メタ法ルール文(mr1)が適用される。問(2)-(8)の各時点において一定の法律関係が存在するという解が証明される(図1において言うと、各問の時点で横線を引くとそれが当該権利義務を記述する法文の効力の帯に当たるようになる)のは、当該権利義務を記述する法文の効力がこの法ルール文の適用によって証明されるからである。すなわち、当該時点以前に当該法文の効力が発生したことが証明され、その時点までにそれが効力を消滅していないことが証明されるとき、その法文が効力があることが証明されるのである。たとえば、問(1)

において、「4月5日の時点において、AB間には法律関係がない」が証明されるのは、mr1の適用の際、その第1要件「文「S」が時点4月5日以前の時点T1に効力が発生する」が証明されず、mr1の要件部が充たされないからである。また問(2)において、「4月15日の時点において、AはBに物品農業耕作機械を引渡す義務がある」が証明されるのは、mr1の適用の際、その第1要件「文「AはBに物品を引渡す義務がある」が時点4月15日以前の時点4月9日に効力が発生する」が証明され、かつ第2要件「文「AはBに物品農業耕作機械を引渡す義務がある」が時点4月9日以降4月15日までに効力を消滅することがない」が証明されるので、mr1の要件部全体が充たされるからである⁶。さらに問(5)において、「9月15日の時点において、AはBに対して物品農業耕作機械を修理する義務がある」が証明されるのは、mr1適用の際、その第1要件「文「AはBに対して物品農業耕作機械を修理する義務がある」が時点9月15日以前の時点9月1日に効力が発生する」が証明され、かつ第2要件「文「AはBに対して物品農業耕作機械を修理する義務がある」が時点9月1日以降9月15日までに効力を消滅することがない」が証明されるので、mr1の要件部全体が充たされるからである。問(9)において、「12月25日の時点において、AB間にいかなる法律関係もない」が証明されるのは、mr1適用の際、いろいろな法文が効力が発生したが、すべて12月25日以前に効力を消滅しているので、第2要件が充たされないからである。

この基本的メタ法ルール文(mr1)を前提とし、またこのルール文の下に、すべてのメタ法ルール文は整理されうる。すなわち、それらは、この基本的メタ法ルール文の二つの要件である「法文の効力発生」と「法文の効力消滅」の下にくるサブルール文として体系化される。言い換えれば、それらはこの二つのいずれかの要件の充足または非充足を判断するために用いられるのである⁷。

以下において、まず法文の効力発生を規律するメタ法ルール文群を、次いで法文の効力消滅を規律するメタ法ルール文群を見ていく。

⁵ このメタ知識は、法的知識としても妥当するが、法的知識に限定されるものでなく、すべての知識に関して妥当する基本的メタルール文である。

⁶ これらの要件部の証明過程は後の機会に説明することになる。

⁷ 実定法規をつぶさに調べると、そこに現れるトップ法ルール文は法文の「効力発生」と「効力消滅」を規律する法ルール文であることがわかる。それらの法ルール文の規定は、この基本的メタ法ルール文が常識として妥当することを前提に作られているのである。

5 法律関係の発生を規律する法的知識

識の構造

法律関係、すなわち、権利義務関係が発生するのは、前述のように、権利または義務を記述する法文が効力を生じるからである。個々の要素法文の効力が生じるのは、それが所属する複合法文が効力を生じることに伴う場合とそれ独自の理由から効力が生じる場合とがある。前者から述べる。

5-1 複合法文の効力発生に伴う要素文の効力発生

契約自体は複合法文であり、契約の各条項は要素法文である。複合法文の効力の変動は、同時に要素法文の効力の変動を帰結する。したがって、次のメタ法文が妥当する。

(mr2) 「文「S1」が効力を発生するのは、時点Tに「S1」は複合法文Sの要素文であり、かつ時点Tに複合法文Sが効力を発生するときである。」

この法ルール文(mr2)もCISGには規定されていない。また他の制定法に規定されていることもない。CISGを含めてすべての実定法が前提としているところの法体系(を成り立たせているところ)のメタ法ルール文である。

契約の効力が発生すると、この法ルール文の適用によって、契約上の各条項となっている要素法文が効力を生じることが演繹される。図1において、4月9日の時点で、「AはBに物品を引渡す義務がある」と「BはAに代金を支払う義務がある」という法文が、そしてこれに対応する権利を記述する法文が効力を生じたのは、これらの法文が複合法文としての当該契約の要素文であり、そしてその契約が効力が生じたので、法ルール文mr2の要件部が充足し、それによってこれらの法文の効力発生を記述する効果部の命題が真であることが証明されるからである⁸。

A 契約の効力発生を確定する法的知識の構造

契約の効力発生は契約法によって規律されている。前述のように、契約法の主要部分は法文としての契約自体の効力変動を規定するメタ法文である。ここではその大

枠を示す。契約の効力発生を確定するための法文であるが、大別して、契約の成立を確定するルール群と契約の無効でないことを確定するルール群と契約の効力発生の時点を確認するルール群とからなる。上記の三つのルール群を統合する法ルール文を論理流れ図で図示すると図3の通り。図3は次のように読むことができる。

「時点Tに契約Sの効力が生じるのは、時点T以前の時点T1に契約が成立し、それが時点Tに無効でなく、かつ、契約に効力の始期が賦されているときは始期が時点Tに到来したか、または契約の効力発生条件が付されているときはその条件が時点Tに成就したときであり、始期も条件も付されていないときは契約の成立したときであり、かつそのときに限る。」

B 契約の成立を確定する法的知識の構造

図3の3AA1BAは契約成立という要件を示している。契約の「成立」とはどのようなことであろうか。論理法学は、前述のように、契約を法として捉える、より正確に言えば、複合法文として把握する。「契約が成立した」と図3は次のように読むことができる。

「時点Tに契約Sの効力が生じるのは、時点T以前の時点T1に契約が成立し、それが時点Tに無効でなく、かつ、契約に効力の始期が賦されているときは始期が時点Tに到来したか、または契約の効力発生条件が付されているときはその条件が時点Tに成就したときであり、始期も条件も付されていないときは契約の成立したときであり、かつそのときに限る。」

B 契約の成立を確定する法的知識の構造

図3の3AA1BAは契約成立という要件を示している。契約の「成立」とはどのようなことであろうか。論理法学は、前述のように、契約を法として捉える、より正確に言えば、複合法文として把握する。「契約が成立した」ということは、「ある複合法文が(契約という)法文として成り立った」ということである。法文として成立した文のみ法的効力があるか否かの評価の対象となりうる。効力がある法文は法的推論の前提として適用されうる。したがって、法としての拘束力を有する。全く同じ内容の文書であっても、契約として有効に成立したものは法であるが、そうでないものはただの文書であって法的拘束力はない。

⁸ 契約書に明示的に記載されている法文の効力だけが証明されるにすぎないのではない。そこから論理的に導き出される法文も効力があることが証明されうる。

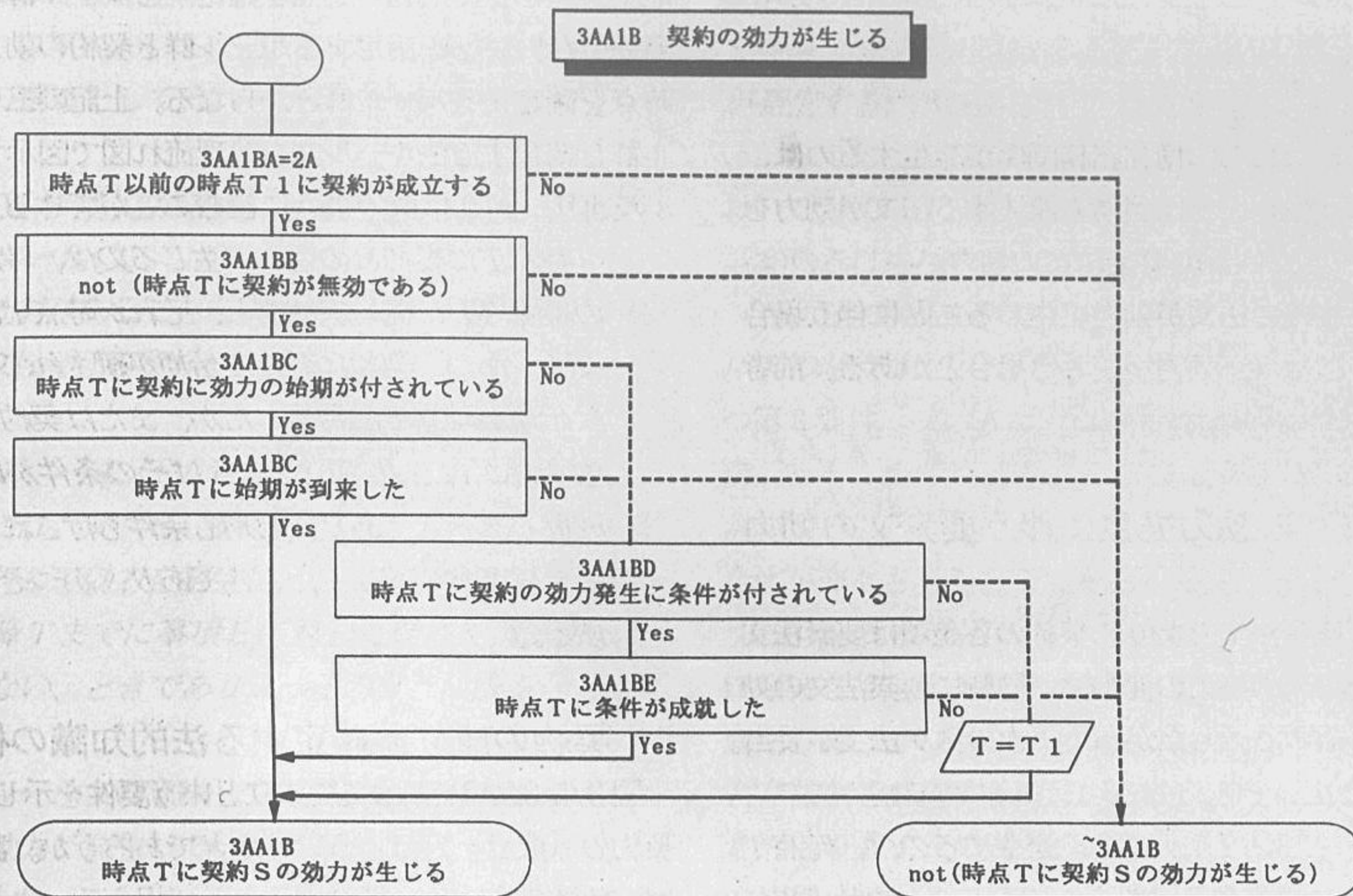


図3 契約の効力発生を決定する法ルール文

CISG第2部は第14条から24条までの条文において「契約の成立」を詳細に規定している。しかし、それらの規定が体系的に関連づけられるためには、さらに、

図4で示されるようなルールが必要である。これは契約法の一般法原則であり、CISG第2部はこの種の契約法原則法文が妥当することを前提して書かれている。

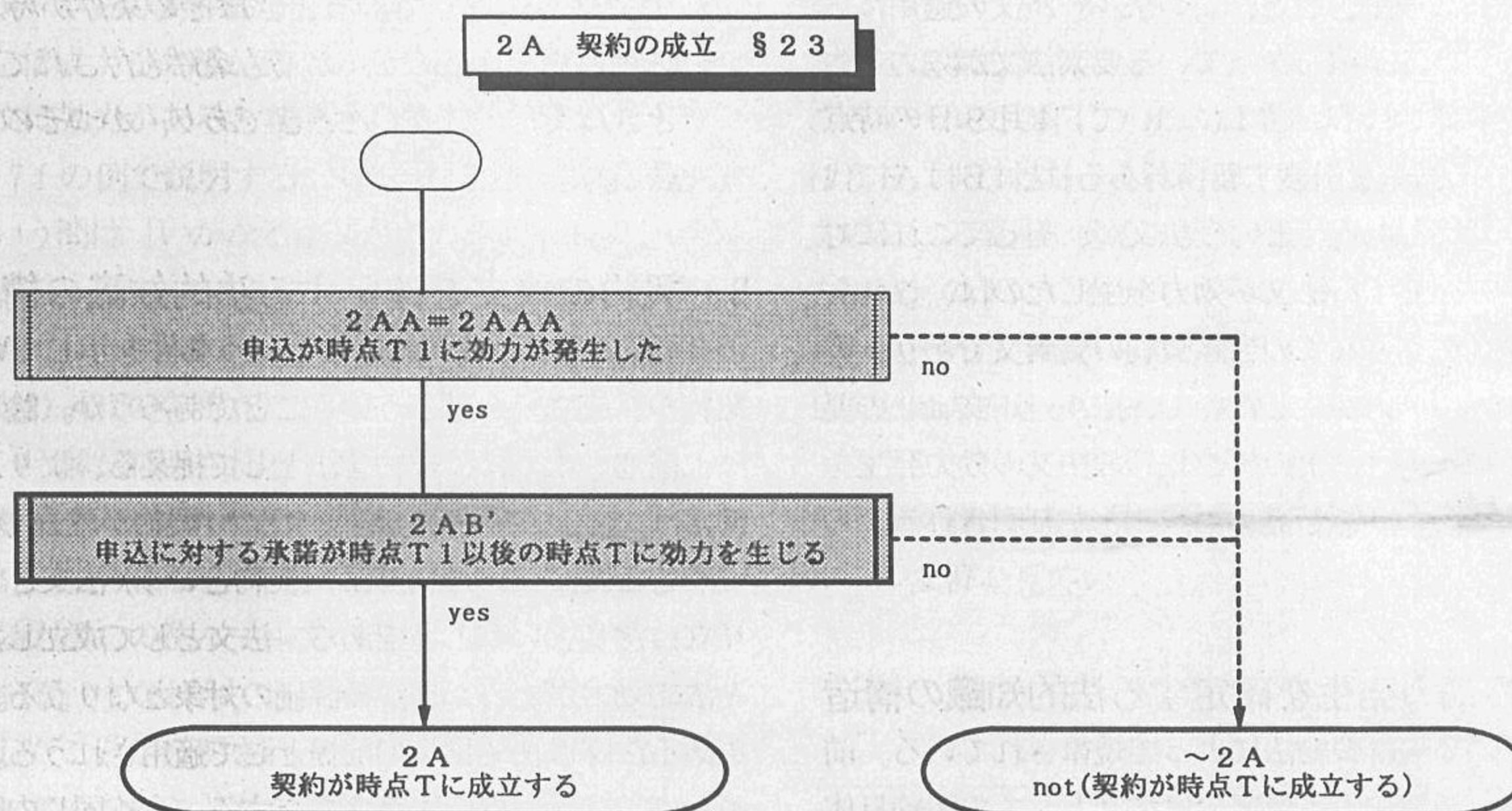


図4 契約法原則法文

図4は次のように読むことができる。

「契約が時点Tに成立するのは、申込が時点T1に効力が発生し、かつ申込に対する承諾が時点T1以後の時点Tに効力を生じるときである。」⁹第4図の第1要件はそのサブ法ルール文である図5が充たされたとき真となる。図5の法ルール文はCISG14条、15条1項、15条2項、そして19条1項の諸規定を統合し体系化したものである¹⁰。

5-2 要素法文単独での効力発生

複合法文の効力発生に伴う場合でなく、要素法文自体の効力発生が規律されている場合がある。請求権の行使によるオブジェクト法文の効力が発生する場合や個々のメタ法ルール文によって法文の効力発生要件が規定されている場合である¹¹。図1の例において説明していく。

A 権利の行使による義務の発生

図1では、9月1日に、「AはBに対し機械を修理する義務がある」が効力を発生しているが、これは修理請求権の行使によりオブジェクト法文の効力が発生する場合にあたる。

既に述べたように、権利を記述する文は、メタ法文の一種と考えられる。ある権利があるということは、それ

に関連した一定の法文を定立できるということである。

次のメタ法ルール文が妥当する。

(3AA2) 「時点Tに法文『Xには「S」という義務がある』が効力を発生するのは、時点Tに法文『YはXに「S」を請求する権利がある』が効力があり、かつ、時点TにYはXに「S」を請求するときである。」¹²¹³

設例7fにおいては、「時点9月1日に『AはBに対し機械を修理する義務がある』が効力を発生する」ということが、この法ルール文(3AA2)の適用によって証明される。その証明過程は次の通りである。このルールの第2要件「時点TにYはXに「S」を請求する」は「9月1日買主Bが売主Aに物品の契約不適合を一ヶ月以内に修理によって治癒することを請求した」という事実によって充たされる¹⁴。これによって例化された第1要件「時点9月1日に法文『買主Bは売主Aに「物品の契約不適合を一ヶ月以内に修理によって治癒する」ことを請求する権利がある』が効力がある」は基本的メタ法ルール文mr1の適用によって証明される。(Mr1を適用したときの例化された第1要件は「9月1日以前の時点に法文『買主Bは売主Aに「物品の契約不適合を一ヶ月以内に修理によって治癒する」ことを請求する権利がある』が効力が発生する」であるが、その証明過程はすぐ次のBで直ちに触れることになる。)

⁹図4は、契約成立に関する諸規定を体系化するために筆者によって帰納的に仮定されたものである。契約成立を決定する契約法原則が図4の通りでなければならない絶対的理由はない。それが他の形をとることもありうる。実は、国連売買条約の知識ベース構築の過程では三つのまたは四つの体系化の可能性が出てきた。本図はそのうちの一つである。他の一つは、図4の第1要件を「申込が時点Tにおいて効力がある」とするもので、もう一つは、第3要件として「申込が時点Tまでに効力を失うことがない」を追加したものである。異なる体系化の優劣評価の問題は稿を改めて別の機会に論じたい。なお、後述V-5.2節参照。また、契約成立に関する国連売買条約の諸規定からの契約法原則文の帰納的抽出の原理については、参照：Sakurai, S., & Yoshino, H., Identification of Implicit Legal Requirements with Legal Abstract Knowledge, in: *Proc. The Fourth International Conference on Artificial Intelligence and Law*, ACM, 1993, pp. 298-305.

¹⁰ 図5の法ルール文の各要件の真偽を決定するためのサブ法ルール文群の流れ図はV-4節において紹介する。そちらを参照されたい。

¹¹ 要素法文単独での効力発生の場合を類型化することが可能であるが、まだすべての場合について整理ができていない。今後の課題とする。

¹² このメタ法ルール文3AA2は、後述のCISG46(3)の場合のみならず、権利の行使によって義務が発生するあらゆる場合に適用される。

¹³ 前述したように、法の究極の目的は義務による法規範の名宛人の行動の規律(制御)にあり、義務を記述する文、オブジェクト法文が基本である。多くの複合法文、すなわち、契約や法律は直接オブジェクト法文群を有している。もちろん、権利を記述する形の規定を含んでいる場合も多い。しかし、それらの場合も、時期に応じて、権利を行使することによって義務を、すなわち、オブジェクト法文の効力を発生させることができるので、間接的にオブジェクト法文の定立を規律しているのである。このオブジェクト法文の効力の導出を論理的に可能にするのが、このメタ法ルール文である。

¹⁴ 作成された知識ベースでは、ルール3AA2の第1要件と第2要件は順序を入れ替えて記述されている。請求した時点を確認してからその時点の法文の効力を判断した方が効率がよいからである。

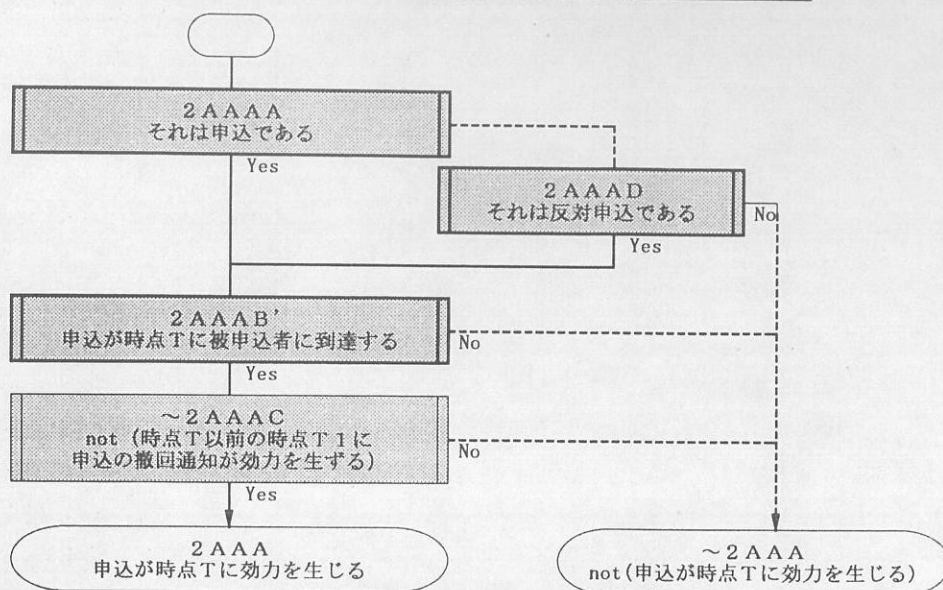


図5 申込の効力発生

B 要素法文の効力発生を直接規律するメタ法文

メタ法文が要素法文の効力発生を直接規律している場合が多くある。そのいくつかの例を事例7fの法律関係変動の帯図である図1において説明する。

第1に、8月10日のBのAに対する契約不適合物品の修理請求権の発生の場合である。「9月1日以前の時点に法文『買主Bは売主Aに「物品の契約不適合を一ヶ月以内に修理によって治癒する」ことを請求する権利がある』が効力が発生する」ということが証明されるのは、CISG第46条3項があり、その適用が成功するからである。この条文は次のようなメタ法文として表現されうる。

(rCISG46) 「法文「買主は売主に対して物品の契約不適合を修理によって治癒することを請求できる」が時点Tに効力が発生するのは、売主によって買主に引渡された物品が契約に不適合であるときである。」

このルールrCISG46の適用の際、接続ギア不良による動作異常という物品が契約不適合であるという事実（出来事7）がルールの要件部を充たすので、「法文「買主Bは売主Aに対して物品の契約不適合を修理によって治癒することを請求できる」が8月10日に効力が発生する」が証明されることになる。

6 法律関係の消滅を確定する法的知識の構造

権利義務関係が消滅するということは、権利義務を記述する法文の効力が消滅することである。要素法文の効力が消滅する仕方には二つの道がある。一つは要素法文が属する複合法文の効力が消滅することに伴うものであり、もう一つは要素法文自体が単独で効力消滅原因を有する場合である。

6-1 複合法文の効力消滅に伴う要素法文の効力消滅

複合法文としての契約の効力が消滅すると、その要素法文の効力は消滅する。この原理は次のようにメタ法ルール文として表現されうる。

(mr3) 「文「S1」が効力を消滅するのは、時点Tに「S1」は複合法文Sの要素文であり、かつ時点Tに複合法文Sが効力を消滅するときである。」

事例7f（図1）において、10月10日に法文「AはBに対して引渡した物品農業耕作機械を契約に適合させる義務がある」および「AはBに対して物品農業耕作機械を修理する義務がある」が効力を消滅したのは、10月

10 日に複合法文としての契約の効力が消滅したからである。

複合法文はその効力を次の場合に消滅する。すなわち、終期が到来したとき、その消滅条件¹⁵が成就したとき、あるいは、その解除が効力を生じたときである。すなわち、次のメタ法ルール文が構成されうる。

(mr4a) 「複合法文 CS が効力を消滅するのは、それが終期を有しその終期が到来したとき、その消滅条件が成就したとき、またはその解除の効力が生じたときである」

事例 7f において 10 月 10 日に契約の効力が消滅したのは、10 月 10 日に B が契約の解除権行使し、契約解除の効力が生じたからである。すなわち、出来事(10)がメタ法ルール文(mr4a)の選言第三要件¹⁶を充たしたからである。

6-2 要素法文自体の効力消滅

契約全体が効力を失う場合の他に、契約の一条項が契約全体の効力から独立に消滅することもある。次のメタ法ルール文が妥当と思われる。

(mr4b) 「要素オブジェクト法文の効力が消滅するのは、その義務が履行されたときである。」

たとえば、図 1 の 5 月 1 日において A の引渡義務の履行によりオブジェクト法文「A は B に物品を引渡す義務がある」が効力を消滅する場合や 5 月 20 日に B の代金支払によって法文「B は A に代金を 5 月 20 日まで支払う義務がある」が効力を消滅する場合は、このメタ法ルール文の適用によって証明される。

その他の要素オブジェクト法文の効力消滅事由として、義務の履行が不可能になった場合や消滅時効が効力を生じたときなどがあるが、事例 7f にも CISG にも直接関係しないので、ここではこれらの問題には立ち入らないことにする。

7 むすび

本研究で、私は、われわれの法律知識ベースによっても形式化されているところの契約法の知識構造を、国連売買条約を例として、法の体系化の点を中心に、論理法学の観点と方法に基づいて、解明し、提示した。その際、法文に関する 2 つの基準、すなわち、複合法文と要素法文およびオブジェクト法文とメタ法文を軸として、法的

知識の基本構造を示し、そして、その枠組みを当てはめ、法律関係の変動を義務を記述する法文の効力の変動として形式化し、具体的事例における出来事の推移に伴う法律関係の変動を演繹的に証明しうる契約法の体系構造を明らかにした。さらに、本節で触れることができなかったが、契約法の効力を基礎づける効力に関する法的正当化の推論の構造も解明した。¹⁷

これらの分析と構成においては、私のアプローチは、非常に単純な要素から成り立っている。すなわち、基本的には「法文」、「その効力」および「推論規則」から、すべてが説明されたのである。

このようにして契約法体系の演繹構造が解明されたので、国連売買条約の知識ベースの構築が可能となった。知識ベースにおいては、本報告であげたような設例に対して、出来事のいかなる時点をとっても、法律関係の変動と法律関係の状態を推論することが可能となっているのである。

今後の課題としては、法の解釈と類推適用において行われる法的発見あるいは法創造の推論の知識構造を分析し、その推論をコンピュータ上に実現することがある。

<参考文献>

- [1] Kelsen, H., *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl. Wien: Franz Deuticke, 1960
- [2] Keuth, H. H., *Zur Logik der Norman, Berlin*; Dunker & Humblot, 1972.
- [3] Yoshino, H., "Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen" in: *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts Band 7)*, Wien (Manz-Verlag) 1982, S. 142ff.
- [4] Yoshino, H., The Systematization of Legal Meta-inference, in: *Proc. The Fifth International Conference on Artificial Intelligence and Law*, Baltimore MD: ACM (The Association for Computing Machinery), 1995, pp. 266-275
- [5] Yoshino, H., The Logical Structure of Legal Meta-Inference, in: Artosi, A., Atienza, M., Yoshino, H. (eds.), *From Practical Reason To Legal Computer Science Part II - Legal Computer Science*, Bologna: CLUEB, 1998, pp. 425-434.
- [6] Yoshino, H., Logical Structure of Contract Law System - For Constructing a Knowledge Base of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods, in: *Journal of Advanced*

¹⁵ 日本民法ではこの条件を解除条件と呼んでいる。
¹⁶ ルール文の要件部が論理語選言（「または」）によって構成されているとき、その要件要素を選言要件と呼ぶことにする。

¹⁷ 国連売買条約 第 1 部と第 4 部は同法の適用について規律している。それは論理法学の立場からは国連売買条約の効力の問題として整理される。これについては、紙数の制限から論述を省略した。別の機会に発表したい。

- [7] 吉野一『契約法領域におけるコンピュータによる法的推論システムの開発研究』(昭和61年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書) 1987年。
- [8] 吉野一「国連売買条約の論理流れ図ー第2部『契約成立』」吉野一編著『法律エキスパートシステムの開発研究ー法的知識構造の解明と法的推論の実現』(平成5年度科学研究費補助金重点領域研究(領域番号109)研究成果報告書) 1994年3月刊、139-164頁。
- [9] 吉野一「契約法の知識構造とその形式化」吉野一編著『法律エキスパートシステムの開発研究ー法的知識構造の解明と法的推論の実現』(平成6年度科学研究費補助金重点領域研究(領域番号109)研究成果報告書) 1995年3月刊、98-112頁。
- [10] 吉野一「国際売買法における法律関係の変動の構造ー設例7bを例としてー」『平成7年度科学研究費補助金重点領域研究(領域番号109)研究成果報告書』 1996年、94-105頁。
- [11] 吉野一「国際売買契約法の知識構造ー論理法学の視点からー」『法社会学年報』(49号)1997年、173-177頁。
- [12] 吉野一「契約法の構造ー国連売買条約(CISG)を例として」『私法』(59号)1997年、215-222頁。
- [13] 吉野一「契約法の知識構造と知識ベースー設例7fに国連売買条約を適用する場合を例としてー」『平成8年度科学研究費補助金重点領域研究(領域番号109)研究成果報告書』 1997年、94-107頁。